



平成19年3月23日

各 位

会 社 名 株式会社トーア紡コーポレーション
本 社 所 在 地 大阪市中央区瓦町三丁目1番4号
代 表 者 代表取締役社長 谷 賀 寿 則
コ ー ド 番 号 3204
上 場 取 引 所 東証第一部・大証第一部
問 合 せ 先 執行役員経理部長 福 西 功
TEL(06)-6203-3001

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成19年2月23日開催の取締役会において「定款一部変更の件」を平成19年3月29日開催予定の第5回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「会社法」(平成17年法律第86号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)、「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)および「会社計算規則」(同第13号)がそれぞれ平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

会社法第326条第2項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、第4条(機関)を新設するものであります。

会社法第214条の規定に従い、株式に関する株券を発行する旨を定めるため、第7条(株券の発行)を新設するものであります。

会社法第189条第2項の規定に従い、単元未満株主の権利を明確にするため、第10条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。

会社法施行規則第94条第1項および第133条第3項ならびに会社計算規則第161条第4項および第162条第4項の規定に従い、株主総会参考書類等を、インターネットを利用する方法で開示することで株主の皆様に対して提供したものとみなすことが認められたことに伴い、株主の皆様の利便の向上と株主総会運営の合理化を目的として、第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

会社法第310条第5項および会社法施行規則第63条第5項の規定に従い、株主総会における代理人による議決権の行使について、代理権を証明する方法および代理人の数を明確にするため、現行定款第13条に所要の変更を行い、第17条(議決権の代理行使等)とするものであります。

会社法第313条の規定に従い、議決権の不統一行使の方法につき第17条(議決権の代理行使等)を定めるものであります。

会社法第370条の規定に従い、必要に応じて書面または電磁的方法を採用し、取締役会の決議を機動的におこなうため第27条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。

上記各変更のほか、旧商法上の用語の会社法で使用される用語への変更、引用する条文の会社法の相当条文への変更その他字句の修正、整理を行うものであります。

- (2) 会社法第939条の規定に従い、株主の皆様様の利便の向上と公告掲載費用の軽減を図ることを目的として、当社の公告の方法を日本経済新聞への掲載から電子公告にて行なう方法に変更するため、現行定款第4条に所要の変更を行い、第5条(公告方法)とするものであります。
- (3) 上記各変更に伴いまして、条文の整理・統合・削除、章・条の構成や順序、条数、一部表現の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成19年3月29日
定款変更の効力発生日 平成19年3月29日

以上

(別紙)

(下線部は変更箇所を表しております。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>第1章 総 則</p> <p>第1条 (商号) (条 文 省 略)</p> <p>第2条 (目的) (条 文 省 略)</p> <p>第3条 (本店の所在地) (条 文 省 略)</p> <p style="text-align: center;">〈 新 設 〉</p> <p>第4条 (公告の方法) 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第5条 (発行する株式の総数) 当社の発行する株式の総数は143,000,000株とする。 ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式の数を減ずる。</p> | <p>第1章 総 則</p> <p>第1条 (商号) (現行どおり)</p> <p>第2条 (目的) (現行どおり)</p> <p>第3条 (本店の所在地) (現行どおり)</p> <p>第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 ①取締役会 ②監査役 ③監査役会 ④会計監査人</p> <p>第5条 (公告方法) 当社の公告方法は、電子公告とする。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、143,000,000株とする。</p> <p style="text-align: center;">〈 削 除 〉</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">〈 新 設 〉</p> <p>第 6 条 (自己株式の取得) 当社は、<u>商法第211条ノ 3 第 1 項第 2 号</u>の規定により、<u>取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>第 7 条 (1 単元の株式の数および単元未満株式の不発行) 当社の <u>1 単元の株式の数</u>は、1,000株とする。 2. 当社は、<u>1 単元の株式の数に満たない株式 (以下「単元未満株式」という。)</u>に係る株券を発行しない。</p> <p style="text-align: center;">〈 新 設 〉</p> <p>第 8 条 (名義書換代理人) 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u> 2. 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u></p> | <p>第 7 条 (株券の発行) <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>第 8 条 (自己の株式の取得) 当社は、<u>会社法第165条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により、自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第 9 条 (単元株式数および単元未満株式の不発行) 当社の単元株式数は、1,000株とする。 2. 当社は、<u>第 7 条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p>第10条 (単元未満株式についての権利) <u>当社の株主 (実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> ①<u>会社法第189条第 2 項各号に掲げる権利</u> ②<u>会社法第166条第 1 項の規定による請求をする権利</u> ③<u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>第11条 (株主名簿管理人) 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u> 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録および単元未満株式の買取りその他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p><u>第9条（株式取扱規則）</u> <u>当社の株券の種類および株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録および単元未満株式の買取りその他株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または本定款のほか取締役会</u><u>の定める株式取扱規則による。</u></p> <p><u>第10条（基準日）</u> <u>当社は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。</u></p> <p><u>2. 前項その他定款に別段の定めがある場合を除き必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p>第3章 株主総会</p> <p><u>第11条（招集）</u> <u>当社の定時株主総会は、毎決算期終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">〈 新 設 〉</p> | <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p><u>第12条（株式取扱規則）</u> <u>当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会</u><u>において定める株式取扱規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">〈 削 除 〉</p> <p>第3章 株主総会</p> <p><u>第13条（招集の時期および場所）</u> <u>当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。</u></p> <p><u>2. 株主総会は、大阪市においてこれを招集する。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">〈 新 設 〉</p> <p>第12条（招集権者および議長） 株主総会は、取締役社長が招集し、議長となる。 2. <u>取締役社長さしつかえあるときは他の取締役がこれに代る。</u></p> <p style="text-align: center;">〈 新 設 〉</p> <p>第13条（議決権の代理行使） 株主は<u>代理人によって議決権を行使することができる。ただし、代理人は当会社の議決権ある株主であることを要する。この場合、株主または代理人は株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">〈 新 設 〉</p> | <p>第14条（定時株主総会の基準日） <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。</u></p> <p>第15条（招集権者および議長） 株主総会は、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u> 2. <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第17条（議決権の代理行使等） 株主は<u>当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</u> 2. <u>株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u> 3. <u>会社法第313条第2項に定める通知（議決権の不統一行使に係る通知）は、書面をもって行なわなければならない。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>第14条（決議の方法） 株主総会の決議は、法令、または定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2. 商法第343条の定めによるべき決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p> <p>第15条（議事録） 株主総会の議事の経過の要領およびその結果は、<u>議事録に記載し、議長および出席取締役が署名または記名押印し、保存するものとする。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第16条（取締役の員数） 当社の取締役は6名以内とする。</p> <p>第17条（取締役の選任） 取締役は株主総会において選任する。 2. 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>3. (条文省略)</p> <p>第18条（取締役の任期） 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> | <p>第18条（決議の方法） 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項に定める決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>第19条（議事録） 株主総会における議事については、<u>法令で定めるところにより、議事録を作成する。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第20条（取締役の員数） 当社の取締役は、<u>6名以内とする。</u></p> <p>第21条（取締役の選任方法） 取締役は、<u>株主総会において選任する。</u> 2. 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>第22条（取締役の任期） 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">〈 新 設 〉</p> <p>第19条（取締役会） <u>取締役会は法令に別段の定めがある場合のほかは社長が招集し、その議長に任ずる。</u> <u>ただし、社長にさしつかえあるときは他の取締役がこれに代る。</u></p> <p>2. <u>取締役会の招集は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前にその通知を発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">〈 新 設 〉</p> <p style="text-align: center;">〈 新 設 〉</p> | <p>第23条（代表取締役および役付取締役） <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>第24条（取締役会の招集権者および議長） <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長になる。</u></p> <p>2. <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p style="text-align: center;">〈 削 除 〉</p> <p>第25条（取締役会の招集通知） <u>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。</u> <u>ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>第26条（取締役会の決議方法） <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p data-bbox="389 398 555 432">〈 新 設 〉</p> <p data-bbox="389 607 555 640">〈 新 設 〉</p> <p data-bbox="172 853 555 925">第20条（取締役会規則） （条 文 省 略）</p> <p data-bbox="172 976 775 1301">第21条（代表取締役および役付取締役） 当社は、取締役会の決議により会長1名、 社長1名、ならびに専務取締役および常務取 締役若干名を取締役の中から選任することが できる。 2. 社長は当社を代表する。 3. 取締役会の決議により、社長のほか当社 を代表する取締役を定めることができる。</p> <p data-bbox="172 1350 775 1462">第22条（取締役の報酬および退職慰労金） 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総 会の決議によって定める。</p> <p data-bbox="172 1597 775 1832">第23条（取締役の責任免除） 当社は、商法第266条第12項の規定により、 取締役会の決議をもって、同条第1項第5号 の行為に関する取締役（取締役であった者を 含む。）の責任を法令の限度において免除す ることができる。</p> | <p data-bbox="831 398 1433 555">第27条（取締役会の決議の省略） 当社は、会社法第370条の要件を充たし たときは、取締役会の決議があったものとみ なす。</p> <p data-bbox="831 607 1433 801">第28条（取締役会の議事録） 取締役会における議事については、法令に 定めるところにより、議事録を作成し、出席 した取締役および監査役がこれに記名押印ま たは電子署名を行う。</p> <p data-bbox="831 853 1214 925">第29条（取締役会規則） （現行どおり）</p> <p data-bbox="1050 976 1214 1010">〈 削 除 〉</p> <p data-bbox="831 1350 1433 1545">第30条（取締役の報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対 価として当社から受ける財産上の利益（以 下「報酬等」という。）は、株主総会の決議 によって定める。</p> <p data-bbox="831 1597 1433 1832">第31条（取締役の責任免除） 当社は、会社法第426条第1項の規定に より、任務を怠ったことによる取締役（取締 役であった者を含む。）の損害賠償責任を、 法令の限度において、取締役会の決議によっ て免除することができる。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>2. 当社は、<u>商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第24条（監査役員の員数） （条文省略）</p> <p>第25条（監査役の選任） 監査役は株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>第26条（監査役の任期） 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2. 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">〈 新 設 〉</p> | <p>2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第32条（監査役員の員数） （現行どおり）</p> <p>第33条（監査役の選任方法） 監査役は、<u>株主総会において選任する。</u> 2. 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>第34条（監査役の任期） 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第35条（常勤の監査役） <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>第27条（監査役会） 監査役会の招集は、各監査役に対し、会日の3日前に<u>その通知を</u>発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">〈 新 設 〉</p> <p style="text-align: center;">〈 新 設 〉</p> <p style="text-align: center;">〈 新 設 〉</p> <p>第28条（監査役会規則） （条文省略）</p> <p>第29条（常勤監査役） <u>監査役は互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>第30条（監査役の報酬および退職慰労金） 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第31条（監査役の責任免除） 当社は、<u>商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> | <p>第36条（監査役会の招集通知） 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の<u>必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>第37条（監査役会の決議方法） <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>第38条（監査役会の議事録） <u>監査役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役はこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p>第39条（監査役会規則） （現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">〈 削 除 〉</p> <p>第40条（監査役の報酬等） 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第41条（監査役の責任免除） 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">〈 新 設 〉</p> <p>第6章 計 算</p> <p>第32条（営業年度および決算期） <u>当社の営業年度は、毎年1月1日から12月31日までとし、毎営業年度末日を決算期とする。</u></p> <p>第33条（利益配当金） <u>利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u></p> <p>第34条（中間配当金） <u>取締役会の決議により、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配（以下中間配当という。）を行うことができる。</u></p> <p>第35条（配当金の除斥期間） <u>利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3ヵ年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。未払の配当金については利息をつけない。</u></p> | <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第6章 計 算</p> <p>第42条（事業年度） <u>当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。</u></p> <p>第43条（期末配当の基準日） <u>当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</u></p> <p>2. <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>第44条（中間配当） <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>第45条（配当金の除斥期間） <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。未払の配当金については利息をつけない。</u></p> |